

政策Ⅲ

安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまち



施策1 安心・安全なまちづくり

すべての市民の安心・安全な暮らしを実現するために、コミュニティにおける住民間の相互扶助機能を活かした、防災・防犯活動を支援する。

各地域においては、住民の創意工夫により、地域に内在する防災力の更なる向上に努め、自主防災組織や消防団活動を中心に、地域の安心・安全を築いていく。

(1) 防災のまちづくり **重点事業**

■目的

平成15年に発生した水俣豪雨災害の反省と教訓を踏まえ、防災及び減災に取り組み、災害に強い、防災のまちづくりを進める。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
自然災害による人的被害	0人	0人
火災の発生件数	8件	0件
火災による全焼棟数	1棟	0棟
市街地雨水整備率	68.17%	70.77%

■現状と課題

近年、大規模、多発化する自然災害に対して、水俣豪雨災害、東日本大震災、熊本広域大水害など、その教訓を基に消防・防災・危機管理体制の整備に取り組んでいる。

その中で、情報をいち早く、確実に住民へ伝達するため、老朽化した既設防災行政無線の更新を行うとともに、迅速、かつ、多角的な情報伝達手段の検討を行っていく必要がある。

また、情報を受けた住民の避難体制や地域防災の要となる消防団及び自主防災組織の活動の活性化とその連携、その他、防災関連施設等の整備についても充実させていく必要がある。

雨水対策については、未整備地区の水路整備を進めているが、大雨時の市街地水路状況を逐次把握し事業に反映させる必要がある。

■対象

市民（自主防災組織・消防団など）、各種防災施設・装備（気象観測機器・防災行政無線・防災倉庫・消防団装備・消防団車両など）、下水道施設（雨水路・ポンプ施設等）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自分の家や周辺の危険箇所、最寄りの避難所の把握、非常用持ち出し品（袋）の用意、自主防災組織活動への参加、消防団への入団など

行政：消防・防災・危機管理体制の維持・強化、ハード・ソフト両面の整備、消防団の組織再編、自主防災組織への活動支援など

■事業の目標設定

市民の安心・安全な暮らしを実現していくために、日頃から防災対策を進めているが、自然災害から住民の生命、財産などその全てを守ることはこれまでの災害から見ても難しい状況であるため、災害から人的被害をゼロにすることを目標として設定する。

また、火災においては、予防を行うことで火災の発生数を抑制することができ、火災発生の際は、初期消火や消防団などの迅速な対応で全焼、延焼を食い止めることができることから、これらを目標値として設定する。

下水道の整備については、市街地における雨水整備率を70.77%にすることを目標とする。

■主な事業

- ・豪雨災害の教訓を活かす防災のまちづくり
- ・消防・防災計画関係事業
- ・防災行政無線の管理運用と更新
- ・長寿命化計画に基づく雨水ポンプ場改築事業



防災訓練

(2) 防犯のまちづくり

■目的

市民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備することで、子どもから高齢者まで、すべての市民が安全に暮らすことのできるまちを築く。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
防犯ボランティア活動団体数	10団体	12団体

■現状と課題

水俣警察署管内における刑法犯の認知件数は、平成20年度から約150件程度で推移しており、置き引き、住居侵入など身近な犯罪は減少しておらず、近年は振り込め詐欺や、子どもに対する声かけ事案なども発生しており市民の不安は解消されていない。

平成18年に「水俣市生活安全安心まちづくり条例」を制定し、生活環境の整備、防犯意識を啓発する観点から、地域が防犯灯を設置する際の補助、水俣地区防犯協会連合会の活動を通じ市民の防犯意識の啓発、防犯グッズの配布などによる支援を行っている。

今後も引き続き、警察、防犯協会、防犯活動団体と連携し、防犯環境の整備を進める必要がある。

■対象

地域住民（PTA、老人クラブ、地域婦人会、自治会等）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：犯罪者が犯行をあきらめることにつながる声かけ、地域に目を向けるまちづくり（防犯ボランティア活動）、自分のまちは自分で守るという認識を持つ

行政：関係機関等（警察署・防犯協会・防犯ボランティア団体）との連携による市民の防犯活動の支援

■事業の目標設定

水俣地区防犯協会連合会を通じ地域の防犯活動団体の支援を行うことで、活動団体の維持と防犯活動の継続を図り、現在活動が行われていない地域の防犯活動への新たな参加を目標とする。

■主な事業

- ・防犯関係団体、地域活動の支援

(3) 交通安全のまちづくり

■目的

交通安全教育等の実施により市民の交通安全意識を高めるとともに、交通安全施設の充実により道路環境を整備することで、交通事故の防止を図る。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市内の交通事故発生件数	102件	90件
交通安全施設の充足度	33.8%	40%

■現状と課題

交通事故の被害者のうち約半数は高齢者であるため、高齢者を対象とした交通事故防止対策、自転車の無灯火運転など交通安全マナーの欠如を解消するための啓発活動が必要である。

また、交通安全施設の設置を求める市民ニーズへの対応が課題としてあげられる。

■対象

歩行者、運転者、同乗者

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：交通安全意識を高め、交通安全マナーを遵守する。

行政：警察署及び交通安全協会と連携し、交通安全意識の啓発を行うとともに、交通安全施設を整備する。

■事業の目標設定

交通安全の指導啓発を継続し、関係機関との連携強化により運転マナーの向上や交通安全施設の設置に取り組むことにより、交通事故発生件数を平成24年度の件数より10%減少させる。

また、市内の危険解消重点箇所、交通事情の把握に努め、地区から要望のあった箇所については、現地の状況等を考慮したうえで、必要な交通安全施設の設置を進め、平成29年度の充足度（地区からの要望箇所のうち必要と判断される箇所数に対する実際の設置箇所数の割合）を40%に設定する。

■主な事業

- ・交通安全普及啓発事業
- ・交通安全施設整備事業
- ・交通安全指導事業



交通安全教育講習会

(4) 安心して暮らせるまちづくり

■目的

市民が抱える様々な問題や悩みに関する相談体制の充実を図り、問題の早期解決に寄与する。
また、近年複雑化・多様化する消費者被害を未然に防止するための消費者教育・講座を行い、市民が安心して暮らせるまちづくりを進める。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
消費生活センターへの相談件数	166件	206件
女性相談員、家庭児童相談員の配置	各3日/週	各3日/週
空き家等の適正管理の推進	——	4件

■現状と課題

近年、社会状況等の変化により、消費トラブル、ドメスティック・バイオレンス*、ストーカー行為*、児童虐待、高齢化・若年層の人口流出等による空き家問題等、市民が様々な問題やトラブルに直面するケースが増加してきている。

このような中、市民が安心して暮らせるように、誰もがいつでも気軽に諸問題を相談できる窓口の充実と体制づくりが必要となってきた。

また、近年増加する訪問販売に係るトラブル、振り込め詐欺等の消費者被害について、これらの被害にあわないための知識を身につけることも重要となっている。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：各相談窓口の活用、出前講座等を通じた消費者としての知識の修得

行政：各相談窓口の充実、出前講座（消費者教育）の実施

■事業の目標設定

空き家等の適正管理の推進、消費者生活センターの周知による相談件数の増加、女性相談員・家庭児童相談員の継続的な配置を目標とする。

■主な事業

- ・相談窓口の充実
- ・消費者行政活性化事業
- ・女性相談、家庭児童相談の実施
- ・空き家等の適正管理の推進

*ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある（又はあった）者から振るわれる暴力。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力や、生活費を渡さない等の経済的暴力も含む。

*ストーカー行為：特定の者に対して恋愛感情、その他の好意感情など、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、特定な者とその身近な人（配偶者・親族など）に対し、「つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・交際の要求・嫌がらせ電話・名誉・性的しゅう痴心を害する事を告げる」などの行為を繰り返すこと。

施策2 地域医療の充実

市民が安心して暮らしていくことができるように、総合医療センターの機能充実に努め、救急医療をはじめ診療体制の維持拡充を図るとともに、経営健全化に努める。

さらに、総合医療センターを水俣・芦北地域のみならず、県境を越えた地域医療の支援拠点としていく。

(1) 地域医療を支援する病院 **重点事業**

■目的

地域医療支援病院*として地域の医療機関と連携し、紹介患者に対する医療の提供、救急医療の提供、医療機器等の共同利用の実施、地域の医療従事者の資質向上を図るための研修会の実施等、地域医療の質の向上と均てん化*を図る。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
地域医療支援病院の認証継続	認証	認証

■現状と課題

本市は、病床数、病院勤務医等の医療資源は全国的にも高いレベルの地域であり、医療については恵まれた地域であるといえる。しかし、総合医療センターにおいて、常勤専門医が不在の診療科があるなど、課題も多い。今後は、これまで以上に、他の医療機関との適切な役割分担、連携を進めながら、地域医療全体の充実を図ることが必要である。

平成23年11月に地域医療支援病院の承認を受け、平成23年12月より水俣・芦北圏域の医師会、歯科医師会、保健所、薬剤師会、看護協会、学識経験者と水俣市、津奈木町、芦北町から委員に就任していただき運営委員会を年4回開催し、年100回ほどの研修会を開催している。しかし、過疎化が進むこの地域においては県境を越えた医療連携が必要であることから、平成25年4月より出水、伊佐圏域の医師会・歯科医師会と出水市、伊佐市から委員を就任していただいた。

なお、地域医療支援病院については、承認要件の改正が予定されており、新たな承認要件においても継続して承認が受けられるよう取り組むことが必要であるとともに、これまで以上に他医療機関等との連携を深め、様々な問題解決を図り、地域医療の充実を目指す必要がある。

■対象

熊本県が定める二次医療圏（水俣・芦北地域）だけでなく、県境を越えた近隣地域（鹿児島県出水・伊佐地域等）の医療機関

■実施主体（市民と行政の役割分担）

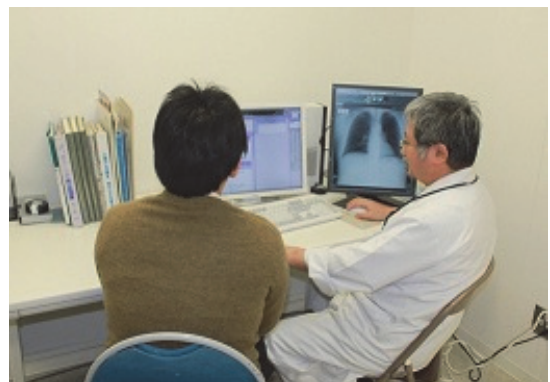
国保水俣市立総合医療センター

■事業の目標設定

新たな承認要件においても、継続して地域医療支援病院の認証を受けることを目標とする。

■主な事業

- ・地域医療の拠点整備並びに連携強化



*地域医療支援病院：地域医療全体のレベルアップに重点が置かれ、日常生活圏での医療提供体制の整備を目指すもので、法的要件に合致した病院のうち希望するものを県知事が承認する。

*均てん化：主に医療政策の分野で用いられる語で、医療サービスなどの地域格差をなくし、全国どこでも等しく高度な医療をうけることができるようにすること。

施策3 健康づくりの推進

すべての市民が、心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるように、各種検診の充実、食育の推進、次世代を担う子どもの健康づくり等、それぞれのライフステージに合った健康づくりを進める。

(1) 生活習慣病予防の推進 **重点事業**

■目的

だれもが健康でいきいきと暮らせるように、市民が自ら、自分の体の健康課題に気づき、主体的に生活習慣の改善を図ることができるよう支援する。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
特定健診*受診率	22%	60%
特定保健指導*実施率	43%	60%

■現状と課題

がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、我が国の死因の6割、国民医療費の3割を占める深刻な病気となっている。本市の平成24年5月診療分のレセプト（診療報酬明細書）データによると入院、入院外の1人当たりの診療費は県下45市町村中第1位であり、さらに、原因疾患別の受診率は、糖尿病で県下第2位、その他内分泌・栄養及び代謝、腎不全では県下で第3位になっている。

重症化する傾向の強い生活習慣病の発症を防ぐには、市民と行政が協力して危険要因の早期発見と日々の生活習慣の改善に努める必要がある。

■対象

市民

■実施主体

市民：健康的な生活習慣に関心をもち、自らの健康課題に気づき、生活習慣の改善と健康づくりに取り組む。

行政：健康づくりに関する情報提供や、生活習慣病予防のための相談・訪問指導・健康教室等の実施に努める。さらに、健診結果や医療費の分析を行いながら特定健診・特定保健指導の充実を図る。

■事業の目標設定

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月から特定健診と特定保健指導が開始された。平成24年度には厚生労働省から市町村国民健康保険における第2期特定健診の目標値として、60%という方針が出されたことに伴い、本市における目標値を設定した。

■主な事業

- ・生活習慣病予防対策事業



健診時保健指導

*特定健診：厚生労働省により平成20年度から実施が義務付けられた内臓脂肪肥満に着目した健康診査。

*特定保健指導：特定健診の結果に基づき、該当者に対して、医師、保健師、栄養管理士等が行う。

(2) 食育の推進

■目的

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化から、朝食欠食などによる食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身、生活習慣病の増加が社会問題となっている。日々の健全な食生活は、生涯を健康におくるためには不可欠であり、子どものときから、正しい食習慣を身につけ、各ライフステージにあわせた食生活の実践、学べる環境づくりが必要となる。本市では、教育機関、関係団体、行政機関、民間等が一体となって情報の共有を図りながら、地域の実状に合った食育を推進する。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
朝食を毎日食べる子どもの割合（小学校・中学校）	92.0%	95.0%
朝食を毎日食べる児の割合（幼児期）	92.2%	100%
学校給食への地場産食材使用品数	42品目	40品目以上

■現状と課題

関係機関との情報の共有、連携強化を図りながら、食育事業を実施しているが、子ども・保護者、調理者、生産者を結ぶ拠点施設としての給食センターの活用を充実し、地域全体で食育活動を支えていく基盤の強化、さらに今後も継続した関係機関の連携強化が望まれる。

■対象

子ども・保護者、給食センター、食材の生産者、地域住民

■実施主体

市民：食育の意義と重要性を理解し、健全な食習慣を身につける。

事業者（学校を含む）：保育園、幼稚園、学校、関係団体等における食育の推進

行政：水俣市食育推進部会の開催、関係機関の連携・協力、食育の普及啓発、給食センターの活用

■事業の目標設定

水俣市食育推進計画（平成26年度策定予定）に沿って食育を進めていくが、朝食を毎日食べる子ども（小学生・中学生）の割合を95%、朝食を毎日食べる児（幼児期）の割合を100%、学校給食への地場食材の使用を40品目以上とすることを目標とする。

■主な事業

- ・食育推進事業



親子クッキング

(3) 母子保健の推進

■目的

第2期水俣市健康増進計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）に基づき、妊娠中から母体の健康、乳幼児期の生活習慣等子どもの頃からの生活習慣病予防の取り組みを推進する。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
低出生体重児（2,500g未満）の出生割合	7.7%	7%
乳幼児健康診査事業受診率	98.8%	100%
21時まで就寝する児の割合（3歳6か月児）	13.7%	40%
肥満傾向のこどもの割合（小学5年生）	11.84%	10%

■現状と課題

近年2,500g未満の低出生体重児の出生が多く見られ、特に早産による1,500g未満の極低出生体重児での出生や、妊娠37週から41週までの正期産であるにもかかわらず低出生体重児での出生が増えている。背景には、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿、高血圧の既往など母体側の要因や、多胎等の胎児側の要因など様々あるが予防可能なものもある。低出生体重児は、障がいや将来の生活習慣病発症のリスクが高まると言われており、母体の健康管理が重要となる。

また、乳幼児健診や学校健診の結果で、適切な生活習慣を送っていない児や、やせや肥満傾向の児が増加している現状にある。乳幼児期・学童期・思春期のそれぞれの時期に応じた生活習慣の確立が将来の健康づくりにつながる。

■対象

妊婦、産婦、乳幼児期から思春期における子ども及びその保護者

■実施主体

市民：子ども達の健やかな成長の必要性について理解を深め、地域で見守り支えていく。

行政：母子健康手帳交付や妊婦健診・訪問指導等における妊婦の健康管理に関する保健指導の充実。乳幼児健診や育児相談・訪問指導、健康教育の実施による疾病の早期発見・早期治療、健全な子どもの成長発達過程やそれに伴った生活のあり方、生活習慣の習得のための指導。子どもの成長・発達に関する情報提供、関係機関・団体との情報共有、連携。

■事業の目標設定

妊婦への保健指導の充実により、低出生体重児の出生割合の減少を図る。

乳幼児健康診査事業による定期健診（4か月、6か月、1歳6か月、3歳6か月児健康診査）の平均受診率を引き上げ、継続した発育・発達等の確認や育児相談、健康教育等を行い、乳幼児期から思春期まで、それぞれの時期に応じた健全な生活習慣の確立を図ることで次世代を担う子どもの健康づくりを目指す。

■主な事業

- ・母子保健事業
- ・次世代を担う子どもの健康づくり



赤ちゃんふれあい体験学習

施策4 とともに支える暮らしづくり

地域で支えあう福祉コミュニティの構築を図り、地域内で高齢者、障がいをもつ人（水俣病被害者を含む）も共に暮らしていける地域づくりを進める。

こどもセンターを中心とする相談窓口の活用、子どもたちの様々な状態に応じた保育体制の整備など、子育て環境の充実を図っていく。

市民生活における安心を確保するために、市民に身近な社会保障制度について、安定かつ適正な運営に取り組んでいく。

(1) 元気に老い、安心して暮らせる地域づくり **重点事業**

■目的

高齢者が住み慣れた地域において、健康でいきいきとした暮らしを実現していくために、家族をはじめとし、高齢者を取り巻く地域の理解促進を図り、高齢者自身の尊厳を守り、自立した生活を支える仕組みをつくる。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
介護予防事業延べ参加者数	11,497人	12,800人
認知症サポーター数	5,538人	8,550人
認知症徘徊者搜索模擬訓練実施自治会数	1自治会/年	1自治会/年

■現状と課題

本市の人口は年々減少しているが、高齢者の占める割合は増加し続けており、高齢者の在宅生活を公的サービスだけで支えていくことは困難である。高齢者ができる限り地域で自立した生活を送るには、地域の理解と福祉力を高め、皆で支えていくことが求められる。

また、高齢者の自主的・継続的介護予防の実践を可能とするために、高齢者の心身の状況に合わせて参加できるよう、一次予防事業、二次予防事業の体系を整備し、できるだけ要介護状態とならないように普及啓発していくことが必要である。

今後、認知症高齢者も増加することが予想されるため、認知症予防に特化した介護予防事業を実施し、併せて「物忘れ相談会」の実施や認知症簡易診断プログラム（物忘れ相談プログラム）を利用し、認知症を予防、早期発見・早期治療できる体制を構築していくことが必要である。

また、水俣市立明水園においては、入所されている方が家族の方と一緒に宿泊できる家族棟を平成23年度に整備し、平成25年度には病室の個室化を行うなど、福祉サービスの向上が図られたところである。

■対象

高齢者、地域住民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：高齢者自らが健康意識を高め、介護予防に積極的に取り組む。地域住民は、高齢者の心身の状況について理解を深め、その地域での生活を支える。

行政：市民の啓発、介護保険事業・高齢者支援事業等の運営、各種団体に対するボランティア活動への参加呼びかけ、活動支援、コーディネート

■事業の目標設定

元気な高齢者を対象とする介護予防一次予防事業、「運動器の機能低下」などが疑われる高齢者を対象とする介護予防二次予防教室について、高齢者の心身の状況に合わせた事業を展開することでより多くの高齢者が参加できるようにし、参加者を約1,300人増加させ、平成29年度における参加者を12,800人と設定する。

認知症地域支援体制については、高齢者の家族や周囲の人が認知症について正しい知識を習得し、認知症になった人を支えるサポーター制度の構築を今後も継続して推進し、サポーター数を3,000人増加させ、8,550人を目標値とする。併せてサポーター養成講座修了者の継続支援や活動の機会を設ける。

また、年に1自治会ずつ選定し、徘徊者捜索模擬訓練を実施していく。

■主な事業

- ・認知症地域支援体制の構築
- ・介護予防・日常生活支援総合事業への移行
- ・地域密着型施設等の整備・充実
- ・水俣病患者等の福祉面での支援



まちかど健康塾

(2) 障がい者（児）の自立支援 **重点事業**

■目的

障がいをもつ人が住み慣れた地域において、安心して自立した生活が送れるよう障がい者福祉サービスを始めとする様々なサービスを提供する。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
次期「水俣市地域福祉計画」の策定	——	平成26年度策定
障害者基本計画の策定	水俣市地域福祉計画に含む	平成26年度策定

■現状と課題

平成18年度から障害者自立支援法が施行され、身体、知的、精神の障がい種別を問わず、障がいをもつ人の自立した生活を支援していく仕組みが確立され、平成25年度からは障害者総合支援法が施行され、障がいをもつ人は、様々な福祉サービスを利用しながら生活を送っている。

個々の障がい特性やニーズに応じ、地域で安心して暮らしていけるよう、地域の状況に応じた事業が実施できる地域生活支援事業で対応を検討していく必要がある。

課題としては、障がい者とその介護者の高齢化への対応として障害の特性や年齢といった個々の状況に対応した、グループホーム等の入所施設やホームヘルプサービス等の地域生活を支援するサービスの充実、医療機関や高齢者施設等との連携が必要である。

相談支援、就労支援の充実としては、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、相談や情報提供体制等の充実や必要とするサービスが的確に提供できる体制づくりが必要である。

障がい児への対応としては、介護者へのニーズ調査を行うとともに市外にある施設や支援学校への通学、通園が誰でもできるような送迎等の検討、放課後等デイサービス事業所設置の推進が必要である。

権利擁護・虐待防止対策としては、近年、障がい者と高齢者への悪徳商法や詐欺の増加、虐待等の権利侵害問題が増加している中で成年後見制度等のニーズは増加しているため、必要な支援機関の設置などが必要である。

また、現行の「水俣市地域福祉計画（計画期間：平成17年度～平成26年度）」が計画期間終了を迎えるため、次期「水俣市地域福祉計画」を策定する必要がある。なお、障がい者の自立支援については、「水俣市地域福祉計画」の中で事業を位置づけ推進してきたが、平成18年度の障害者自立支援法施行により、障害者自立支援計画の策定が義務付けられたため、「水俣市地域福祉計画」の終了に伴い、別途策定を行う必要がある。

■対象

障がい者と家族、障がい者団体

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：障がい者に対する理解、障がい者を支える地域づくり

事業所：福祉サービスの提供、拠点整備

行政：市民の啓発、サービスを必要とする人への制度の周知、福祉サービスの提供等

■事業の目標設定

- ・次期「水俣市地域福祉計画」の策定：（平成26年度計画期間終了）→（目標：H26年度策定）
- ・「障害者自立支援計画」の策定：（現状：水俣市地域福祉計画に含む）→（目標：H26年度策定）
- ・地域生活支援事業を活用し障がい者福祉サービスに関する制度やサービスの周知、相談支援事業所や各施設・事業所との連携により、障がいをもつ人の自立支援を推進する。

■主な事業

- ・地域生活支援事業
- ・障害者基本計画の策定、ニーズ調査
- ・入所施設の検討、推進

(3) 少子化対策の推進及び子育て支援の拠点整備と相談体制・連携の強化

重点事業

■目的

次世代を担う子どもたちを、水俣で「生み」、「育てていく」ための子育て環境の整備に向けて、子育てに関する「経済的支援」の充実や「保育の量的、質的整備」等、総合的な少子化対策の推進及び保育環境等の充実を図るとともに、「こどもセンター」を拠点として、地域や民間（社会福祉法人等）の社会資源等を活用しながら身近な地域において育児に関する相談や子育て中の親子の交流等を促進する「地域子育て支援拠点」の充実を図る。

また、保健・福祉、医療、教育等の各関係機関との連携強化を図り、子育て等に関して不安感や孤立感、あるいは子どもの健康等について心配を抱える保護者等に対する相談支援体制及び情報提供等の充実を図る。

さらに、家庭環境の複雑・多様化等により近年増加してきている子どもが巻き込まれる事故や事件の未然防止・抑制等を図るため、子どもの安全な居場所づくりを地域や民間等、官民一体となって推進する。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
子育て世帯への経済的支援制度の創設	未実施	実施
子ども・子育て支援事業計画の策定	未策定	策定
こどもセンター運営基本計画の策定	未策定	策定
子育て支援拠点事業（つどいの広場）登録利用者	312人／年	312人／年
地域療育事業の実施・運営方法の見直し	公設・公営（直営）	公設・民営（委託）
病後児保育の実施箇所数	0箇所	1箇所
子ども医療費助成制度の拡充（対象年齢の拡大）	小学6年生まで	中学3年生まで

■現状と課題

近年、過疎化、少子化及び核家族化が急速に進む中、共働き世帯の増加や地域との関係の希薄化等により、子育ての孤立感や不安を抱える保護者等が増加し、地域における子育て親子の交流の場及び相談支援等に対するニーズが高まってきており、本市においても「こどもセンター」内に開設している「つどいの広場」を始め、市内2園の法人立保育所（はつの保育園及びみどり保育園）内に、近年開設された民営の子育て交流サロン等の利用者が年々増加してきている。

また、昨今の子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、発達障害者支援法等の制定施行、児童福祉法等の一部改正等に伴い、近年、国等において子育て支援、児童福祉、障害児（者）福祉等の各種制度の抜本的な見直しや事業の再編整備等が進められてきており、過疎化・少子化等が急速に進展してきている本市においても、今後、新たな制度の下で「子ども・子育て支援法」に基づく、みなまたモデルの「子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、将来の少子化への対応や子育て環境の量的・質的整備を図るため、子育て世帯の負担軽減のための新たな支援制度の創設や子ども医療費助成制度の拡充等経済的支援を含めた各種施策を福祉・保健・医療・教育・商工等の関係機関と連携しながら総合的かつ計画的に推進していく必要がある。

さらに、本市における子育て支援の拠点施設として平成17年4月に、（旧）さわやか保育園跡地・施設を転用し開設した「こどもセンター」については、建築後30数年が経過し、建物本体や電気設備等の老朽化が進行し、また、耐震基準の問題を抱えた施設であり、近年、身障・知的障害等の手帳所持者に加え、発達障害児を含めた地域療育事業の利用者の増加等により、駐車場を始めとする施設・設備等が不足し、手狭となってきており、各事業の実施や利用調整等が困難な状況となっている。

このため、今後、現有施設等の延命化や更新、移転等について検討するとともに、地域療育事業の社会福祉法人への委託を始め、こどもセンター（児童館）事業全般にわたる管理運営について、「指定管理者」制度導入等の検討を含めた中長期的視点に立った「こどもセンター運営基本計画」

を策定し、今後、更に児童の健全育成、地域子育て支援の充実、地域療育の推進等、施設利用者のニーズに即したサービスの向上に努めていく必要がある。

また、前述の子ども・子育て支援法の制定及び関連法改正によるいわゆる子ども・子育て関連3法の制定により、今まで制度が分かれていた保育所、幼稚園、認定こども園を共通の制度で給付する施設型給付が創設されると共に、放課後児童クラブについても地域子ども・子育て支援事業として位置づけられる等子ども・子育てを巡る制度は大きな変革期にある。この新制度は平成27年4月からの本格実施となっており、本市においても、新制度に向け急ぎ整備する必要があることから、子ども・子育て支援関係者による会議を開催し連携を深め、幼稚園への就園、通常保育、各種特別保育事業等の充実に向け取り組んでいく必要がある。

■対象

児童、子育て世帯の保護者等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：各家庭における子育て等（各保護者等）

地域住民：社会で支える子育て支援、児童の健全育成のための地元（ふるさと）力及び連携の強化（子育て支援、児童の健全育成のための自治組織、ネットワークの形成等）

事業者：子育て支援制度の仕組みづくりへの参加、拠点の設置

行政：少子化対策の推進及び子育てしやすい環境の整備、子育て支援拠点の充実と情報提供、子ども・子育て新制度の的確な把握と反映、関係者関係機関との連携

■事業の目標設定

- ・子育て世帯への経済的支援制度の創設：（現状：未実施）→（目標：実施）
- ・「子ども・子育て支援事業計画」の策定：（現状：未策定）→（目標：H26年度策定）
- ・「こどもセンター運営基本計画」の策定：（現状：未策定）→（目標：H26年度策定）
- ・地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）登録利用者数：（現状：平成24年度実績）→目標値（H29年度）については、今後の人口減、少子化の進行等を考慮し、現状の登録利用者数（現状維持）を目標として設定。
- ・地域療育事業の実施・運営方法の見直し：（現状：公設・公営）→（目標：公設・民営）
- ・病後児保育事業の実施（病児保育事業については、病後児保育事業実施後検討）
：（現状0箇所）→（1箇所）
- ・子ども医療費助成制度の拡充：（現状：小学6年生まで）→（目標：中学3年生まで）

■主な事業

- ・子育て世帯への経済的支援制度の創設
- ・「子ども・子育て支援事業計画」策定事業
- ・「こどもセンター（児童館）運営基本計画」策定事業
- ・地域療育事業民営（社会福祉法人等への委託）移行（実施、運営方法の見直し）
- ・こどもセンターを拠点とする地域子育て支援事業（つどいの広場、児童館、地域療育等）
- ・病後児保育事業
- ・子ども医療費助成拡充強化（対象年齢の拡大）事業



こどもセンターまつり



つどいの広場

(4) 社会保障制度の安定した運営

■目的

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度、国民年金制度の周知に努め、健全な運営を行いながら、市民が安心して生活を送れるよう各制度を適正に実施し、かつきめ細やかな対応を行う。

また、低所得者世帯の生活の安定自立を支援するため、関係機関と連携を深め、生活相談や生活指導などを進める。

指 標	平成 24 年度（現状値）	平成 29 年度（目標値）
国民健康保険制度： 単年度収支比率 0～2.00%の維持	1.52%	0.00%以上 2.00 未満
後期高齢者医療制度： 周知率の向上	68.9%	90.6%
介護保険制度： 県介護保険財政安定化基金からの借入金	0 円	0 円
国民年金制度： 国民年金保険料・納付率向上	70.2%	75.0%
生活保護制度： 就労支援プログラム* 活用による自立割合	34%	50%

■現状と課題

国において、医療保険・年金・介護・子育てなど社会保障制度の安定した運営を図るための見直しが進められているが、本市においては1人あたりの医療費は全国でもトップクラスであり、医療費の抑制が大きな課題となっている。年金保険料の納付の低迷は、今後、年金受給額や受給権の有無について大きな影響を与えることが予想されている。介護給付費についても高齢者人口の増加に伴い、認定者数が増加、給付費が右肩上がりとなっており、介護保険財政運営が厳しさを増している。

その他、近年は、企業の倒産・撤退、リストラなど失業による収入減を理由とする稼働年齢層の低所得者が増加しており、このような状況の中、経済的援助を行い、最低限度の生活を保障するうえで生活保護制度の重要性が増している。

また、このような現状への対策として、就労支援相談員とハローワークが連携して、積極的に就労支援をおこなうことや多様化する被保護者の自立阻害要因に的確に対応するための自立支援が重要である。

■対象

各制度等の対象者を中心とした市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：各保険制度（国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険制度）について、自らの健康に関心を持ち、健康保持に心掛けることと併せ、各制度を理解し、適正受診、適正なサービス利用に努めるとともに、保険税・保険料による応分の負担を行う。

国民年金制度については、その必要性を理解し、速やかに加入、喪失の届出や保険料免除申請を行うとともに、保険料納付を行う。

生活保護制度を理解し、生活保護受給者等への偏見をなくす。対象者は自身の能力活用を図り、安定した生活に努める。民生委員等の関係者は、相互の業務理解と情報共有に努め、防貧を進める。

*厚生労働省によるハローワーク連携型の就労支援プログラム（「生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム」）に基づくもので、平成 18 年度から実施している。

行政：各制度の周知と窓口相談、対象者の自立支援。適正な医療・介護の給付や保健サービスの提供。

国民健康保険・介護保険の健全な運営。後期高齢者医療制度については、熊本県後期高齢者医療広域連合と、年金制度については日本年金機構と連携し、円滑な運営とサービスの向上に努める。

■事業の目標設定

国民健康保険においては、医療の給付に係る費用の財源を保険税、公費（国庫、県費、市費）及び交付金等としており、医療の給付に係る費用が増大するなか、保険税収入が伸び悩む状況においては、単年度収支が赤字化し、繰入金が増額や繰上充用等の対応を迫られることとなることから、給付と負担が一定の水準で維持できるよう、単年度収支比率の0～2%の維持を目標に適正な運営に努める。

後期高齢者医療制度については、75歳以上を対象に、県下市町村共通の制度により運営されているが、本市が独自に実施している75歳到達者を対象とした説明会においては、制度の説明はもとより、必要な手続きや健康寿命についての説明等を行っており、制度を周知するうえで、また高齢者の健康維持の意識を高めるうえで重要な役割を担っていることから、この説明会への参加率の向上をもって周知率の向上とする。

介護保険においても、国民健康保険と同様に介護給付に係る費用の財源を保険料、公費（国庫、県費、市費）及び交付金としている。3年間の介護保険事業計画期間とし、3年間の必要な介護サービス総給付費、地域支援事業費を見込み、保険料を算定する。給付費等が計画を上回り一般財源に不足が生じると、県介護保険財政安定化基金からの借入を余儀なくされ、基金への返還金については次期保険料に上乗せされることから、給付と負担を適正に見込み、基金借入回避を目標とし適正な運営に努める。

国民年金保険料の納付率は、被保険者が納付すべき保険料のうち全額免除の人、一部免除の人に係る保険料を控除した保険料に対する実際に納付された保険料の割合を示しているが、納付率が向上することは、的確な免除の実施あるいは実納付の増加を示しており、このことは将来、受給すべき年金額の増加と受給すべき被保険者の増加を示すことになることから、納付率の向上を目標として設定する。

生活保護制度については、就労支援プログラムを活用した受給世帯のうち、就労に結びついた世帯を自立とみなし、その割合を現在の数値から約15%高め、50%を目標値として設定する。

■主な事業

- ・国民健康保険医療費適正化事業を中心とした資格、給付、賦課、徴収の適正な事務処理
- ・後期高齢者医療制度説明会の開催と広域連合との役割分担によるスムーズな事務処理
- ・介護保険給付費適正化事業を中心とした資格、給付、賦課、徴収の適正な事務処理、及び地域支援事業
- ・国民年金制度の周知と相談対応等による日本年金機構との協力連携
- ・セーフティネット支援対策等事業

施策 5 快適なまちづくり

誰もが気軽に利用できるみなくるバス、乗合タクシーなど、域内の公共交通機関を整備し、地域交通網の確保に努める。その上で、環境にやさしい公共交通機関の積極的利用を促進し、自家用車に依存しないまちづくりを推進する。

加えて、市街地へのアクセス向上と市民の生活道路としての市道を適切に維持管理する。

(1) コミュニティバス等の市内公共交通の利便性向上

■目的

高齢者の方の通院、児童・生徒の通学等、地域の生活に欠かすことのできないコミュニティバス*等の公共交通を維持するとともに、利用者の利便性の向上を図る。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
コミュニティバス年間利用者数	114,486人	96,300人
公共交通への市補助総額	50,994千円	63,849千円
乗合タクシー年間利用者数	3,825人	3,840人

■現状と課題

人口減少等に伴う利用者の減少、燃料費の高騰などによる運行経費の増加で、バス事業者への補助額は年々増加している。しかし、地域生活に欠かすことのできないバス等の公共交通については、それを維持する必要がある。

平成15年からバス路線の見直しを進め、順次コミュニティバス（みなくるバス）を導入し、平成20年に市内全路線のコミュニティバス化が完了している。

また、平成22年3月に「水俣市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成23年度から計画に基づき、みなくるバスの運行内容の見直し、交通空白地区への乗合タクシーの導入、スクールバスの活用（一般混乗）等の事業を実施した。

しかし、利用者の減少や燃料費の高騰等により運行経費の増加が続いているため、引き続き路線の再編等、運行内容の検討を進めていく必要がある。

■対象

市民

■実施主体

市民：コミュニティバス（みなくるバス）に愛着をもち、外出時の利用を心がける。地域内の交通事情を発信する。

行政：住民ニーズの把握、交通空白地区への公共交通導入の検討、公共交通機関の連携推進に努め、市内公共交通の利便性の向上と利用促進を図る。

■事業の目標設定

バスの利用者数は毎年約3%減少しており、今後も少子高齢化が急速に進み、更に厳しい状況が予測されるが、種々の利用促進策を講じることで減少率が増加しないように努める。平成29年度目標値については、過去5年間の平均減少率3.4%にとどめたところで、96,032人と算出した。

公共交通への市補助総額は、過去5年間の平均増加率4.6%で算出した。

乗合タクシーについては、人口減少等を考慮し、年間利用者3,840人（320人/月）と設定した。

*交通空白地域等に、主に地方自治体が路線の計画や運営の主体となり導入されるバス。

■主な事業

- ・コミュニティバス（みなくるバス）運行事業
- ・乗合タクシー・スクールバス（住民混乗分）運行事業
- ・地方バス路線維持対策事業



みなくるバス

(2) 肥薩おれんじ鉄道の利便性の向上と利用促進 **重点事業**

■目的

地域住民の通学及び通勤などの重要な交通手段となっている「肥薩おれんじ鉄道」について、利便性の向上と利用促進を図る。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市内における年間利用者数	236,840人	181,339人

■現状と課題

肥薩おれんじ鉄道は、平成16年（2004年）、九州新幹線の部分開業に合わせて第3セクターとして開業したが、沿線地域の少子高齢化等により利用者が減少し、大変厳しい経営状況が続いているが、駅の利便性の向上や、利用客の増加につなげるため、平成25年3月から観光列車「おれんじ食堂」の運行を開始し、また、水俣駅の改修工事を平成25年度から実施している。

今後は、同鉄道は沿線住民の通学等にはならない重要な交通手段であるため、県及び沿線市町と連携、利用促進を図っていく必要がある。

■対象

市民

■実施主体

市民：地域の鉄道として親しみをもち、外出時などに利用を心がける。

行政：県、沿線市町、肥薩おれんじ鉄道と連携し、利便性の向上及び利用促進に努める。

■事業の目標設定

今後、更に沿線地域の少子高齢化が進み利用者の減少は加速すると思われるが、各方面と連携し減少率が増加しないよう努める。平成23年から平成24年までの利用者減少率が5.2%であることから、これと同じ減少率にとどめ、平成29年度の年間利用者数を181,339人と設定する。

■主な事業

- ・並行在来線第3セクター鉄道（肥薩おれんじ鉄道）の利用促進
- ・駅整備事業



肥薩おれんじ鉄道（ラッピング車両）

(3) 道路の整備

■目的

近年増加している通過交通量の緩和、交通安全の確保、観光及び産業面で効果が期待できる市街地や高速交通網へのアクセス道路を整備し、交流・対流人口の増加による地域の活性化を図る。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
道路改良率	18.6%	18.9%

■現状と課題

本市における市道は、現在429路線、334 kmに及び、地域住民の生活道路としてはもとより、産業道路としての役割も果たす重要なものであるが、改良率は18.6%にとどまり、幅員が狭く、カーブが多いため、交通量の増加と車両の大型化に対応できなくなっている。

■対象

市道等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民の役割：土地所有者・対象地区住民の理解と協力

行政の役割：土地所有者・対象地区住民への説明、用地買収及び工事の実施

■事業の目標設定

現在の市道改良率は18.6%で、県内市町村道平均の57.9%と比較すると大幅に整備が遅れている状況にあるため、主な事業として牧ノ内・大迫線、袋インター線、野川・袋線の改良計画を進め、本計画期間内には牧ノ内・大迫線の整備が完了することで、改良率を18.9%とする。また、平成25年度に見直しを行った都市計画道路の未整備区間について、整備の検討を行う。

■主な事業

- ・南九州西回り自動車道の整備促進
- ・牧ノ内・大迫線道路改良事業
- ・袋インター線道路新設事業
- ・野川・袋線道路改良事業
- ・梅戸・明神町線道路改良事業
- ・築地・丸島町線道路改良事業
- ・江南・月浦線道路整備事業
- ・都市計画道路整備事業

(4) 市道の適正な維持管理

■目的

地域の経済活動を支える基盤施設としての市道を適切に維持管理することにより、地域住民の暮らしの利便性、安全性、快適性の向上を図る。

また、道路交通の安全性を確保するうえで、従来の事後的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、長寿命化によるコスト削減を図る。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
道路(歩道)整備の満足度(市民意識調査)	57.7%	70.0%
管理瑕疵による事故	1件	0件

■現状と課題

高度成長期に整備された道路が対応年数を迎え、橋梁、舗装、側溝等の道路構造物の老朽化が目立ち、維持管理に対する市民の要望も多いが、財政的な理由で対応が遅れている。

■対象

水俣市道全路線

■実施主体

市民：市と協力して維持管理を行っていく。

行政：市道の維持管理、その他国道・県道の維持管理を国、県へ働きかける。

■事業の目標設定

現在429路線の市道は、地域住民の生活道路として重要な役割を果たしており、市民意識調査における道路整備の重要度についても77.2%（高いと普通を合わせた数値）と高くなっているが、現状に対する満足度は57.7%とやや低い水準になっているため、今後は十分な維持管理を行い、地域住民が安心して通行できる道路整備を進め、平成29年度における道路（歩道）整備に対する満足度を70.0%に上げるとともに、管理瑕疵による事故をなくすことを目標とする。

また、橋梁の維持管理に必要な管理水準や優先順位の設定を行い、長寿命化修繕計画を策定し、定期的な維持管理に努め、個々の橋梁の健全度を把握することにより、計画的な修繕や改良による事業費の平準化を図る。

■主な事業

- ・市内一円市道維持補修事業
- ・橋梁長寿命化修繕計画の推進

（5）自転車のまちづくり

■目的

環境モデル都市を目指す本市として、CO₂削減やマイカー利用を抑制し、市街地における利便性向上につなげるため、自転車利用の促進を図る。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
自転車市民共同利用システム会員登録数	714人	1,000人
コミュニティサイクルシステムの設置数	3箇所	5箇所

■現状と課題

現在、市街地における移動手段として自転車の利用促進を図っているが、まだまだ定着化していない。今後さらにマイカー利用から自転車利用を促進することで、二酸化炭素排出量削減と市街地の駐車場確保の緩和と利便性の向上を図っていく必要がある。

■対象

市民

■実施主体

市民：自転車共同利用システムのルールを守る。

行政：自転車が快適で使いやすくするために維持管理等を行う。

■事業の目標設定

平成24年度現在において自転車市民共同利用システムを市内3箇所に設置し、市街地におけるマイカー利用の抑制や利便性・快適性の向上を図るため、新たに交通結節点である新水俣駅・水俣駅に設置することで、会員数を増やし目標の達成につなげる。

■主な事業

- ・コミュニティサイクルの整備と運用
- ・自転車走行帯整備事業



自転車市民共同利用システム

(6) 快適な住環境の整備

■目的

快適な住環境で暮らすことができるように、老朽化した市営住宅の建て替えを進めるとともに、建物の長寿命化を目的とした外壁や屋上防水の改修を進める。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
老朽化市営住宅建替戸数	29戸	79戸
市営住宅長寿命化改修棟数	0棟	20棟

■現状と課題

誰もが安心して住める快適な住環境を提供するため、老朽化した市営住宅の建替えや建物の長寿命化を目的とした改修が望まれる。

■対象

水俣市営住宅

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：市営住宅の整備及び改修

■事業の目標設定

市営住宅建替戸数については、牧ノ内団地の建替えにより平成29年度までに50戸の増加を目標値として設定する。

また、市営住宅長寿命化改修棟数については、初野・西ノ浦団地の改修により平成29年度までに20棟の増加を目標値として設定する。

■主な事業

- ・老朽化した市営住宅の建替え及び改修



牧ノ内団地（完成イメージ）

(7) 安定給水の確保

■目的

本市の上水道は、昭和12年（1937年）の給水開始以来、常に清浄・豊富で安全な水を安く供給することを使命とし、市民の暮らしに必要な生活用水等の安定供給に努めてきた。これまで、6期にわたる給水区域の拡張と水源の整備を実施し、現在の計画給水人口は24,100人、1日最大給水量は13,700m³とされ、十分な量を安定供給している。今後も、施設の老朽化に対応しながら、安定給水を確保する。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
主要な配水管の耐震化率	7.85%	19.27%
有収率*	79.69%	84.77%

■現状と課題

多くの施設が耐用年数を経過することとなり、今後は耐震や事故等、危機管理対策に配慮し、将来を見すえた施設の必要性・妥当性を勘案しながら、施設の整備と更新を実施していく必要がある。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政（市水道局）：老朽施設・管路の更新と耐震化、情報通信機器の整備、災害対策の強化

■事業の目標設定

耐震や事故等に対する危機管理対策につながることから、老朽管を耐震工法で更新することにより、耐震化率を現状値の約2.5倍の19.27%に上げ、これにより漏水防止も図られるため有収率の上昇にも期待がもてる。

■主な事業

- ・水道施設の維持・更新事業



第一水源

*年間総配水量に対し、収入となった水量の割合のことで、年間総有収水量÷年間総配水量×100で表される。

(8) 水俣市簡易水道事業等統合計画の推進

■目的

経営、又はその水質において問題を有する簡易水道事業等について、市上水道事業への経営移管、施設の改良を行い、安心安全な水道水の供給を目指す。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
簡易水道事業等の統合による給水	5組合	11組合
上水道普及率	88.65%	90%

■現状と課題

本市の水道事業は、平成20年度末で公営上水道：1、公営簡易水道事業：1、組合営簡易水道事業：7があり、また、組合営専用水道：1、組合営飲料水供給施設：60施設が市東部の中山間地域を中心に点在している。組合営で経営されている簡易水道事業等は、水源を小さな湧水や伏流水に求めていることが多いため、天候の影響を受けやすく水質が不安定となる場合がある。また、公営で認可を受けているにも関わらず、組合営で経営を行っている事業も存在する。これらの理由により、近年いくつかの組合から、公営による経営に移管する要望が出てきていることもあり、早急な経営移管と施設改良が課題となっている。

なお、平成23年10月1日付けで組合営の5簡易水道（渡野、深川、釣橋、鶴及び有木・田頭簡易水道）が水道局に経営移管され、さらに平成24年3月31日付けでこれらの5簡易水道は上水道に統合された。

■対象

市内に存在する68の組合営の簡易水道事業等（平成20年度末）のうち、渡野簡易水道、深川簡易水道、釣橋簡易水道、鶴簡易水道、有木・田頭簡易水道（以上平成23年10月1日付けで水道局へ経営移管、平成24年3月31日付けで上水道へ統合）、中鶴飲料水供給施設、下向飲料水供給施設、松山飲料水供給施設、今俵飲料水供給施設、ひご山飲料水供給施設、市渡瀬8組飲料水供給施設の11事業

■実施主体

行政（市及び市水道局）：簡易水道等統合整備事業（国庫補助事業）の実施。

■事業の目標設定

平成24年度から国庫補助事業で実施している簡易水道等統合整備事業を継続し、平成28年度までに整備後の施設による給水開始を目指す。これにより、上水道普及率を向上させ、安心安全な水道水をより多くの市民に供給できるようにする。

■主な事業

- ・簡易水道等統合整備事業

施策6 自治会活動の活性化と地域活動の推進

自立した地域活動が行えるよう、自治会活動を支援し、組織整備を進める。自治会活動を通じ、地域住民によって、コミュニティの適正規模と今後の地域活動のあり方に関する議論を深めていく。

(1) 自治会活動の推進 **重点事業**

地区住民によって構成される自治会による自主的・自発的な地域活動を促進し、元気なみなまづくりと住民自治の実現を図る。

指 標	平成 24 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
自治会長会における研修等実施回数	10 回	12 回
地域(自治会)活動に対する満足度(市民意識調査)	3.5%	10%
地域(自治会)活動等への参加度(市民意識調査)	16.8%	20%
コミュニティ(自治会)の適正規模の検討	検討	一定の方向性を示す

■現状と課題

本市における自治会制度は、平成 18 年度に、従来の行政区長制度を改める形で創設された。各自治会においては、自分たちの生活課題を見つけ、その対策を議論し、解決に向け主体的に取り組むことが求められる。現時点では、当初の目的である「真の住民自治」の達成までにはいたっておらず、新たな組織としての自治会運営と地区住民の積極的参加が必要とされる。

■対象

自治会長、各自治会

■実施主体 (市民と行政の役割分担)

市民：地区住民・自治会会員として地域活動に関わり、身近な地区での住民自治に参画する。

行政：自治会と対等な立場で活動を支援する。

■事業の目標設定

各地区の自治会長が集う定例自治会長会において、自らの問題意識や関心にに基づきテーマを決めて行う自主的な勉強会を支援することとし、年間 12 回の実施を目標値として設定する。

また、市民の地域（自治会）活動への積極的な参加を促し、市民意識調査における満足度と参加度を高める。

さらに、地域の実情に合致した効果的自治会活動を行うために、行政も積極的に支援を行い、コミュニティ（自治会）の適正規模等について、住民主体で検討する。

■主な事業

- ・自治会組織の充実
- ・住民自治活動の支援



自治会長会議

(2) 地域づくり団体活動の推進

■目的

地縁組織によるまちづくり、問題・関心に基づく各団体の活動の活性化を図るとともに、ネットワークの構築を目指す。

指 標	平成 24 年度（現状値）	平成 29 年度（目標値）
がまだす自治会支援制度による助成件数	7 件	10 件
NPO法人の数	17 団体	20 団体
火の国未来づくりネットワーク登録団体数	6 団体	10 団体

■現状と課題

多くの地域、団体で、リーダーの高齢化が著しくなり、組織が硬直化しているため、新しい人材の発掘と育成を図るとともに、市民の多様なニーズに対応するため、NPO等による活動を支援し、それらの連携を深めるネットワークづくりが必要である。

■対象

市民、自治会、市内で活動するNPO団体等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自らの地域が抱える課題解決に主体的に取り組む。市政への積極的参加、各種団体の活動に自主的に参加する。

行政：自治会、NPO、各種団体の活動を支援し、コーディネーターとして連携を図る。各種補助制度等に関する情報提供

■事業の目標設定

地域活動の基礎単位として各自治会の果たす役割は極めて重要であるため、その自主的活動を支援する「がまだす自治会支援制度」における助成対象となる活動の増加を目指す。

市民による多様なまちづくり活動の活性化の観点から、NPO法人の数を指標とし、その増加に努める。

また、各種団体の連携を図り、市全体の活性化を推進するために、県の「火の国未来づくりネットワーク」への登録団体数を増加させ、種々の助成制度に関する情報提供等により活動を活性化する。

■主な事業

- ・地域づくり団体活動の支援
- ・地域づくり団体のネットワークづくり
- ・市民と行政との協働連携の推進



久木野しし鍋マラソン大会